

警報発令及び地震発生時における対応について（お知らせ）

平素は亀井中学校区の小・中学校教育にご理解・ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
このたび、八尾市教育委員会より「気象警報発令に伴う児童・生徒の安全確保について」ならびに「地震発生時における学校対応について」の各通知がありましたので、下記の対応についてご確認いただきますようお願いいたします。

I 気象警報発令に伴う児童・生徒の安全確保について

- 1. 午前7時の時点で、八尾市に「警戒レベル3相当以上の気象警報（暴風・大雨・氾濫・暴風雪・大雪）」が発令されている場合、または中学校区内に「避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難、警戒レベル4：避難指示）」が発令されている場合**
登校を見合わせて、自宅に待機または避難所に退避してください。
- 2. 午前11時までに「警戒レベル3相当以上の気象警報（暴風・大雨・氾濫・暴風雪・大雪）」及び「避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難、警戒レベル4：避難指示）」が解除された場合**
午後の授業がある学年のみ、5時間目から授業を行いますので、各家庭で昼食をすませて、気をつけて登校させてください。
(学校給食は、中止となります。)
※亀井小学校については、午後0時45分に各班の集合場所に集合し、集団登校させてください。
- 3. 午前11時の時点で、上記の気象警報・避難情報のいずれかが引き続き発表・発令中の場合**
全日休校となります。
- 4. 児童・生徒が授業中に上記およびその他の気象警報・避難情報のいずれかが発表・発令された場合**
道路等の安全を確認したうえで、基本的に授業を中止し帰宅させます。(小学生は、お迎えを依頼します。)小学校児童には、ご家庭が留守の場合はどのようにすればよいか、事前に十分話をしておいてください。また、状況によっては児童・生徒の安全確保のため帰宅を見合わせ、学校で待機させることがありますので、ご理解・ご了承ください。

II 特別警報及び緊急安全確保について

- 1. 八尾市に「気象警報（特別警報）」が発令されている場合、発表が予測される場合、または「避難情報（警戒レベル5相当：緊急安全確保）」が発令された場合**
臨時休校とし、警報及び中学校区内の避難情報が解除された後、通学路及び中学校区内の安全が確保されていることを確認したうえで、再開日時を連絡します。
- 2. 児童・生徒が授業中に「気象警報（特別警報）」が発令されている場合、発表が予測される場合、または「避難情報（警戒レベル5相当：緊急安全確保）」が発令された場合**
原則として安全が確保されるまで学校で待機させます。警報が解除された場合は、速やかに状況を把握し、通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認し、原則保護者へ引き渡します。できる限り速やかに学校まで迎えに来てください。
※中学校については、状況により下校させることもあります。

III 地震発生時における対応について

- 1. 震度5弱以上の地震が八尾市又は隣接市（大阪市平野区、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市）のいずれかの市で発生したとき**
 - ①登校の前に発生した場合……学校は臨時に休校とします。
 - ②登校の途中に発生した場合……安全な場所に一時避難してから、学校、自宅の近いほうに向かってください。
 - ③授業中に発生した場合……児童・生徒を安全な場所に避難誘導します。学校及び周辺の被害状況などを見届けて、安全確認のうえ、保護者へ引き渡しますので、できる限りすみやかに学校まで迎えに来てください。 ※中学校については、状況により下校させることもあります。
 - ④休みの日に発生した場合……次の登校する日は臨時に休校とします。学校が安全に学習できる状態に復旧すれば、保護者に連絡します。
- 2. 震度4以下の地震が発生したとき**
原則として学校は休校ではありません。ただし、学校および地域の被害状況などにより子どもの安全確保の上から臨時に休校になることもあります。